

# グリーンモビリティ連携研究センターとの事務手続き

## (共同研究 Q & A)

### － 企業様用 －

---

#### ■ 申請書関係 ■

**Q 申請書の右上の申請者は会社の最高責任者でなくてはなりませんか？**

A 本申請に対して、責任を持てる方であれば、最高責任者でなくてもかまいません。  
ただし、契約者については、最高責任者もしくは、最高責任者から委任権限された方に限ります。(私印はご遠慮ください)

**Q 申請書は、双方がある程度、契約書の中身を了解してから提出したいのですが可能ですか？**

A 可能です。ご相談ください。  
本学の[契約書雛型](#)はグリーンモビリティ連携研究センターのHPの中に掲載しておりますので、参考にしてください。

**Q 受入れ審議機関での承認を得るためには、どのような書類が必要ですか？**

A 受入れ審査(会議)は原則、第1木曜日にありますので、その前週金曜日までに「[申請書](#)」をご提出ください。

**Q 既に締結されている共同研究契約書を変更(例:研究者を加える。研究費を増額する。研究期間の延長等)したい場合は、  
どのような手続きをすればいいのでしょうか？**

A 「[共同研究事項変更届](#)」を提出してください。おって、[契約担当者](#)からご連絡をさしあげます。

#### ■ 契約&研究費関係 ■

**Q 契約締結までどのくらいの期間が必要でしょうか？**

A 流れとしては、『申請書提出→本研究科の研究者が必要書類作成→受入れ審査機関での承認→契約書締結』となります。  
昨年度からの継続である場合には、受入れ審査機関での承認から、概ね1ヶ月程度で締結となりますが、新規の場合や契約書雛型に対する大幅な提案がある場合には、1ヶ月以上は必要となります。  
また、例年3月から7月の間は混雑が予想されますので、早めに申請(相談)いただきますようお願いいたします。

**Q 研究経費はどのような形で納めるのでしょうか？**

A 契約が締結されますと、納入依頼書を郵送いたしますので、振り込み方、よろしく申し上げます。

**Q 直接経費・間接経費を分割して納めることはできますか？**

A 可能です。  
但し、分納とする場合は研究期間の途中において資金不足に陥らないように研究計画に支障のない範囲でお願いします。  
また、複数年度契約の場合においても、同様に一括納入のほか、年度毎の分割納入も可能です。  
その場合、分納の意思表示を申請書の備考欄に記載し、かつ、年度毎の経費を記載してください。

**Q 共同研究員に係る研究料を分割して納めることはできますか？**

A 研究料は一括納入をお願いしております。

但し、複数年度契約の場合は該当年度に受け入れる人数、期間に応じた研究料を毎年度毎に収めることができます。  
その場合、分納の意思表示を申請書の備考欄に記載してください。

**Q 企業から大学に技術者等を派遣する場合には、共同研究員に係る研究料が発生するそうですが、数回、研究打ち合わせ等で**

**訪問する場合でも研究料は発生しますか？**

A 「企業から大学に技術者等を派遣する」とは、企業の技術者等が主たる研究場所を本学（グリーンモビリティ連携研究センター等）とされる場合です。

したがって、スポット的に本学に打ち合わせ等で来学される場合は研究料としてはいただいておりません。

**Q 企業から派遣する技術者等を年度を超えて6ヶ月間派遣する場合の共同研究員に係る研究料は21万円ですか？**

A 42万円となります。（21万円×2会計年度）

研究料は会計年度毎に徴収することとなっているため、派遣期間が年度をまたげば通算研究期間が6ヶ月以内であっても2会計年度分の研究料が発生します。

**Q 今年度の研究経費に余りが生じた場合は、次年度に繰り越すことはできますか？**

A 単年度契約の場合は、繰り越しができません。

期間延長手続き（共同研究事項変更届の提出が必要）が認められ、翌年度まで研究期間の延長がされた場合及び複数年度契約を締結されている場合に限り、繰り越しは可能です。

**Q 経費は契約書で締結されたとおりの細目で、執行しなければならないですか？**

A 申請者（企業様）の了解があれば、細目間の流用は自由にできます。

ただし、資金源が公的資金の場合は相互流用の範囲を別に定めている場合がありますので、ご注意ください。

**Q 産学連携推進経費（間接経費）は必ず10%でなくてはなりませんか？**

A 本学では、直接経費の10%を産学連携推進経費（間接経費）としていただいておりますが、概ね10%で結構ですので、端数は切り上げ又は切り捨ての処理をしてください。

また、やむを得ない理由で産学連携推進経費（間接経費）を納めることができない、又は減額した金額しか納めることができない場合は、任意様式による理由書を提出してください。

**Q 光熱水料は必要ですか？**

A 光熱水料は、産学連携推進経費（間接経費）の中から捻出しておりますので、必要ございません。

**Q 研究経費は納入期日を遅らせてほしいのですが、可能でしょうか？**

A 本学の納入期限は、納入依頼書の発行日から、30日以内（原則）としております。納入期日を過ぎると年5%の延滞料金が発生しますので、予めご相談いただきますようお願いいたします。